



平成29年度 補助事業等実績報告書

平成30年4月23日

函館市長 工藤 壽樹 様

住 所 函館市元町33番14号

補助事業者等

氏名または団体名 (一社)函館国際観光コンベンション協会

および代表者氏名 会 長 渡 邊 兼 一

補助事業等の名称 (一社) 函館国際観光コンベンション協会 運営事業

平成29年5月8日函観企をもって補助金等の交付の決定を受けた上記の補助事業等は、平成30年3月31日完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金等交付決定通知額	金	34,400,000	円
補助金等領収済額	金	34,400,000	円
補助金等領収未済額	金	0	円

補助事業等の実績書

申請者の概要	設立年月日 昭和63年3月9日 /
	構成員 団体・商社等
	営む主な事業 観光事業の振興 /
補助事業等の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国内・国外の観光客、コンベンションの誘致及び観光宣伝</li> <li>2. 観光及びコンベンション施設の整備、改善</li> <li>3. 観光資源の保全、開発及び観光地の美化</li> <li>4. イベントの推進及び観光文化の創造</li> <li>5. 観光及びコンベンション関係者の資質の向上</li> <li>6. 国内外の観光振興の推進</li> <li>7. 観光及びコンベンション事業に関する調査研究と観光及びコンベンション情報の収集及び提供</li> </ol>
補助事業等の実施による効果	<p>当協会は観光地の紹介、宣伝はもとより当地域における観光事業推進の機関として、市と一体となって活動している団体であり観光産業の重要性を考慮するとともに地域経済振興に多大な貢献をした。 /</p>
備考	

(注) 1. この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。

2. 補助事業等の内容は、詳細に記載すること。（別紙も可）

3. 工事の施行を行う場合は、その実施設計書及び図面を添付すること。

4. その他必要と認められた書類を添付すること。

補助事業等の収支決算書

収入の部

(単位:円)

項目	本年度予算額		本年度決算額		増 減		内訳
	A	うち、 補助対象事業	B	うち、 補助対象事業	C(B-A)	うち、 補助対象事業	
会費	6,700,000	0	6,600,000	0	△ 100,000	0	
特別会費	10,000,000	4,818,000	10,000,000	3,272,442	0	△ 1,545,558	
補助金	34,600,000	34,400,000	34,400,000	34,400,000	△ 200,000	0	函館市 34,400,000
繰入金	2,000,000	0	2,000,000		0	0	
雑収入	2,000	2,000	216,967	216,967	214,967	214,967	台湾地震見舞金、預金利息ほか
前年度繰越金	1,285,000	1,285,000	1,285,115	1,285,115	115	115	
合計	54,587,000	40,505,000	54,502,082	39,174,524	△ 84,918	△ 1,330,476	

支出の部

項目	本年度予算額		本年度決算額		増 減		内訳
	A	うち、 補助対象事業	B	うち、 補助対象事業	C(B-A)	うち、 補助対象事業	
事業費	18,907,000	14,407,000	19,796,458	14,649,631	889,458	242,631	
人件費	29,553,000	26,098,000	27,584,893	24,524,893	△ 1,968,107	△ 1,573,107	
会議費	1,063,000	0	1,049,791	0	△ 13,209	0	
事務費	3,406,000	0	3,302,198	0	△ 103,802	0	
管理費	1,250,000	0	1,250,000	0	0	0	
予備費	408,000	0	300,000	0	△ 108,000	0	
合計	54,587,000	40,505,000	53,283,340	39,174,524	△ 1,303,660	△ 1,330,476	

※実績報告の場合 収支差引額 1,218,742円(内、補助対象経費差引額 0円)

1. この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
2. 項目は、詳細に区分して記載すること。
3. 金額の単位は、申請の場合「千円」、実績報告の場合「円」とすること。
4. 内訳には、金額の算出基礎その他必要な事項を記載すること。
5. その他必要と認められた書類を添付すること。